



札幌市子どもの権利救済機関 設立 10 周年によせて

札幌市長 秋元 克広

札幌市子どもの権利救済機関、通称「子どもアシストセンター」は、権利侵害を受けている子どもの救済を図るため、平成 20 年に制定された「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（以下、「子どもの権利条例」という。）」第 33 条に基づき、条例施行日の平成 21 年 4 月 1 日に設立された機関で、今年設立 10 周年を迎えました。

子どもの権利とは、安心して生きる権利、自分らしく生きる権利、豊かに育つ権利、参加する権利など、子どもが生き生きとすごし、自立した社会性のある大人に成長するために特に大切な権利であり、すべての子どもが生まれながらにして持っているものであります。

すべての子どもについて、子どもの権利は保障され尊重されるべきであるにもかかわらず、子どもの権利が侵害されている場合、子ども本人がその状況を十分理解できないまま、あるいは助けを求めることができないまま心に深い傷を残し、その後の成長に大きく影響を及ぼす恐れがございます。

子どもアシストセンターは、被害を表現しにくい、また、大人との関係で弱い立場に立たされやすい子どもの権利侵害の特性を踏まえ、子どもの声を早期に受け止め、子どもの立場に立つことができるようにするため、相談内容に応じて、市や教育委員会などの執行機関や、その他の関係機関等に対し、行政から独立した第三者的な立場からの調査・調整などの働きかけを行っており、子どもの権利侵害からの救済のために大きな役割を果たしております。

すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。子どもアシストセンターが、これから将来にわたっても、未来へ、そして世界へ羽ばたく札幌の子ども達の、さまざまな悩みや苦しみに寄り添える機関であり続けられるよう、市民の皆様の引き続きのご理解・ご支援をお願いいたします。

最後となりますが、設立以降の 10 年間、子どもの権利の救済のためご尽力いただいた歴代の救済委員をはじめとして調査員、相談員の皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、今後も札幌の子どもが笑顔で暮らせるよう一層のご活躍を期待しております。